

令和3年度人権啓発ビデオ制作 仕様書

1 制作意図

兵庫県では、人権文化が定着した社会の実現をめざして「人権文化をすすめる県民運動」を推進している。人権文化が定着した社会とは、だれもが日常生活の中で、お互いの人権を尊重するということを、自然に感じたり考えたり、行動したりすることが定着している社会のことである。

このような社会を実現するためには、県民一人ひとりが、改めて自らの在り方や生活習慣、社会的慣習などについて点検するとともに、人と人とのつながりづくりや支え合いを積極的に進めていくことが大切である。

このため、研修会等で映像を用いて人々の感性に訴えかけることにより、鋭い人権感覚や豊かな人権意識を身につけるとともに、日常生活の中でだれもが人権を尊重することを当然のこととして行動に結びつけられるようになることを目的として人権啓発ビデオを制作する。

2 制作内容

(1) テーマ

ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～

(2) テーマ選定理由

- ① ケアラー (注1) は、身体的、精神的、さらに経済的にも負担が大きいのしかかっている。ケアによって離職したり、社会とのかかわりが減ったり社会的・心理的孤立を深めているケアラーも少なくない。家族の介護や世話は、家族がすべきという風潮が根強くあり、困っていても助けの声を挙げられない人が大勢いる。(参考資料1)
 - ・ ヤングケアラー (注2) は、学校に通い、教育を受け、友人と交流するなど成長する過程で重要な時期であるにもかかわらず、自分の置かれている状況を当たり前のことと考えてしまい周囲からも見過ごされることが多い。(参考資料2)
 - ・ ダブルケア (注3) の担い手の多くは女性であり、男女間で格差が大きい。(参考資料3)
 - ・ 高齢化が急激に進み、「老老介護 (注4)」のケースも相当数存在していることがわかる。(参考資料4)
- ② 介護は、介護される人として「高齢者」「障害のある人」、ケアラーとして「子ども・若者」「女性」等、様々な人権課題に係る役割であり、急速な高齢化が進む社会にとって早急に向き合うべき課題である。
- ③ 高齢化率は28.4% (2019年) であり今後も割合は増加していくと予想されているため、介護を必要とする人は確実に増加していくことが予想される。(参考資料5)
- ④ 平成30年度実施の人権に関する県民意識調査結果報告書 (兵庫県) では「今の日本は、人権が尊重されている社会である」に対して肯定的に考えている人は52%であり、否定派19.8%を大きく上回っているが、さらに多くの方の意識を変容することが求められている。(参考資料6)
- ⑤ 一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず

他の人の人権についても正しく理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他の人の人権との共存を図っていくことが重要である。

さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切である。(参考資料7①)

(3) テーマの展開

テーマは「ケアラー ～だれもが人権尊重される社会を～」である。具体的な設定としては、「日々の生活に追われ苦悩するヤングケアラーが、人との関わりの中でこれまでの意識について見つめ直し、自分の将来に向き合い夢へ向け歩みだす物語」とする。

ケアラーは身体的にも精神的にも負担が大きい、家族の世話は家族ですという思い込みがあり、支援の手が届きにくい。特にヤングケアラーは、本人も世話をすることを当然のこととして受け入れていることもあり、早期発見が難しく孤立しやすい現状にある。そのため、周囲の人も支援にまでつなげることは難しい。このような現状を示した上で、ヤングケアラー本人やその家族また周囲の人々が、これまでの意識について見つめ直し、だれもが互いの人権を尊重する中で、それぞれの自己実現の達成へ向け歩んでいける社会を描く。

【ビデオで描きたい場面とポイント】

- ①ヤングケアラーの現状を描き、夢と現実とのギャップに苦悩する場面。
- ②ヤングケアラー、世話をされている人、その家族、だれもが精神的にも身体的にも追い込まれている状況ではあるが、それを仕方ないことと捉えている場面。
- ③周囲の人が気づき、問題として捉えられているが、行動できないでいる場面。
- ④ヤングケアラー、世話をされている人、その家族、周囲の人、それぞれがこれまで当たり前だと思っていたことに疑問を持ち、互いを思いやり自分事としてとらえ直す中で、一人ひとりの人権の大切さに気付く場面。
- ⑤④の気づきにより、だれもが人権を尊重された社会を目指して、それぞれが行動していく場面。
- ⑥全体を通して視聴後に希望が持てる結末とし、オープンエンド的な手法を取り入れるなど表現方法を工夫する。
- ⑦各種研修会等で活用される観点から、限られた人だけでなく、できるだけ多くの人が関心を持って見ることができる内容とする。
- ⑧ケアラーやその家族が相談し適切な助言等が受けられるよう、専門の相談窓口・相談機関を紹介する場面。(参考資料8) ※できれば描くで良い。

3 企画・制作

兵庫県、公益財団法人兵庫県人権啓発協会

4 企画協力

兵庫県教育委員会

5 活用方法

地域・職場・学校・PTA等、県民に広く利用されるよう、人権にかかわる学習会や研修会等での学習教材として活用する。

6 規格・制作本数・制作期限

(1) 規格 DVD 概ね 30~40 分 (字幕、副音声の選択ができるようにする)

(2) 納品物 ①USB メモリ (本編、作品予告編を保存する)

②DVD 75 本

※ただし、別途販売用としてDVDを製作する。

③チラシ 3,000 枚

(3) 制作期限 令和 3 年 11 月末日

※ ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響による期日変更は協会と相談の上、認めることとする。

7 製作費

11,000 千円 (税込み)

8 その他

- (1) 受託業者は、ビデオ (DVD) を制作し、兵庫県内及び県外において販売を行うものとする。
- (2) 販売にあたっては、チラシ (カラー版) を制作し、協会へ納めることとする。また、作品予告編 (30 秒程度) を制作し、自社の Web 上で公開する。
- (3) 委託契約後、受託業者は、委託契約により生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により協会の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 質疑については、協会研修部宛 FAX またはメールにより問い合わせること。電話による質疑は受け付けない。ただし、問い合わせは 5 月 28 日 (金) 17:00 までとする。
- (5) 提出書類については返却しない。
- (6) コンペにかかる費用については提案者の負担とする。
- (7) 提出された他社のシナリオ概要から、制作するビデオに引用しない。
- (8) 委託業者の提案した企画書に基づきビデオを制作するものとするが、必ずしも提案どおり実施されるとは限らず、必要に応じて協会が変更できるものとする。
- (9) 完成作品の著作権は、協会に属するものとする。
- (10) 主演者等に「ひょうご人権ジャーナルきずな」での取材や、人権に関するラジオ番組等への出演を依頼することがある。
- (11) 作成された動画を、オンライン研修で使用する場合、協会と協議した上で許可する。

(注釈) 厚生労働省ホームページ参照

①ケアラーとは

「介護」「看病」「療育」「世話」「心や身体に不調のある家族への気付き」など、ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人のこと。

②ヤングケアラーとは

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童とされている。

③ダブルケアとは

子育てと介護を同時に担うこと。(厚生労働省)

④老老介護とは

65歳以上の高齢者を同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のこと。

【参考資料】

1 ケアラーを支えるための実態調査 (厚生労働省、平成 23 年)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001fv80-att/2r9852000001fvd8.pdf>

2 ヤングケアラーの実態に関する調査研究概要 (厚生労働省、令和 3 年)

- ・中高生の20人に1人(中学2年5.7%、高校2年生4.1%)がヤングケアラーに該当する。
- ・世話をする対象は、きょうだい(中学61.8%、高校44.3%)が一番多く、「幼いきょうだい」の「見守り」「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」をする割合が高い。
- ・世話をする時間は1日平均で約4時間であり、7時間以上世話をしている生徒は10%以上いる。
- ・平日に世話をする時間が長いほど。ヤングケアラーの学校生活状況は「学校を休みがち」「遅刻や早退が多い」「学校では一人で過ごすことが多い」などの割合が高い。
- ・ヤングケアラーの5割以上は、誰かに相談したことが無く、その理由の多くは「だれかに相談するほどの悩みではない」「相談しても状況が変わるとは思えない」と答えており、本人らから実態が表面化しづらく把握されていないことが多い。

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf

3 育児と介護のダブルケアの実態に関する調査 (内閣府、平成28年4月)

- ・ダブルケアを行う男性は、配偶者から「ほぼ毎日手助けを得ている」が半数以上となっているのに対して、女性では、4人に1人にとどまっている。
- ・ダブルケアに直面する前に就業していた者のうち、「業務量や労働時間を変えなくてすんだ」者は、男性で約半数であるのに対して、女性では約3割にとどまっている。
- ・ダブルケアを行うことで離職して無職になったものは男性で2.6%、女性で17.5%と女性への影響が大きくなっている。

https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/wcare_research.html

4 高齢社会白書（内閣府、令和2年）

- ・要介護者等からみた主な介護者の続柄を見ると、6割弱が同居している人が主な介護者となっている。その主な内訳を見ると、配偶者が25.2%、子が21.8%、子の配偶者が9.7%となっている。また性別については、男性が34.0%、女性が66.0%と女性が多くなっている。要介護者等と同居している主な介護者の年齢について見ると、男性では70.1%、女性では69.9%が60歳以上であり、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在していることがわかる。

https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/zenbun/02pdf_index.html

5 高齢化の現状（高齢社会白書 令和2年）

我が国の総人口は、令和元（2019）年10月1日現在、1億2,617万人となっている。

65歳以上人口は、3,589万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も28.4%となった。

65歳以上人口を男女別に見ると、男性は1,560万人、女性は2,029万人で、性比（女性人口100人に対する男性人口）は76.9であり、男性対女性の比は約3対4となっている。我が国の65歳以上人口は、昭和25（1950）年には総人口の5%に満たなかったが、昭和45（1970）年に7%を超え、さらに、平成6（1994）年には14%を超えた。高齢化率はその後上昇を続け、令和元（2019）年10月1日現在、28.4%に達している。

また、15～64歳人口は、平成7（1995）年に8,716万人でピークを迎え、その後減少に転じ、令和元年には7,507万人と、総人口の59.5%となった。

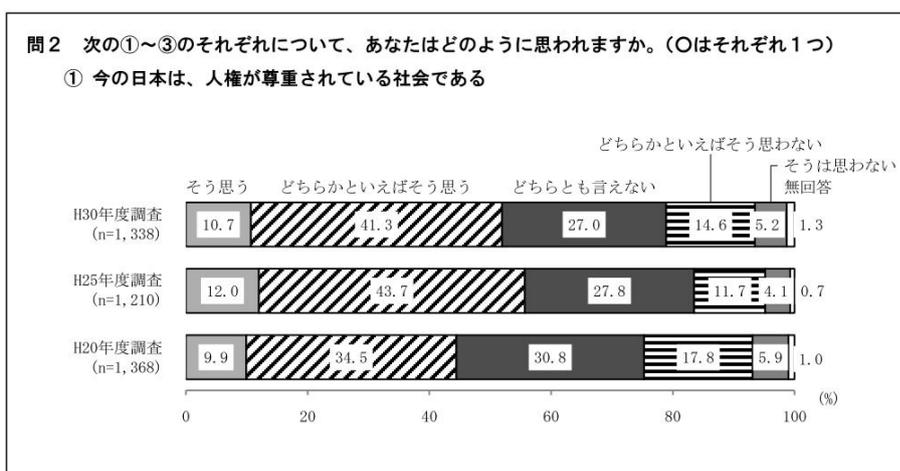
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/html/zenbun/s1_1_1.html

6 人権問題の現状に関する意識について「人権に関する県民意識調査結果報告書（兵庫県、平成30年度）」

2 人権問題の現状に関する意識について

(1) 今の日本は、人権が尊重されている社会である

■「今の日本は、人権が尊重されている社会である」については肯定層が否定層を大きく上回っている。



「今の日本は、人権が尊重されている社会である」については、『そう思う（計）』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合。以下同様）が52.0%と『そうは思わない（計）』（「そうは思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合。以下同様）（19.8%）を上回っており、「どちらとも言えない」が27.0%となっている。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/jinkenishikichousa2018.html>

7 人権に関する資料

- ①兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針（改訂版）、平成28年3月
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/documents/h28shishin.pdf>

2 人権尊重の理念

すべての人間が、人間の尊厳に基づいて、生まれながらにして持っている侵すことのできない固有の権利である人権は、社会を構成する人々が平等な個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等に保障されなければならないものです。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされ（11条、97条）、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利については、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（13条）とともに、法の下での平等が保障され、政治的、経済的、社会的関係において差別されない（14条）とし、様々な個別、具体的な人権が憲法で保障されています。そして、国際人権条約によって、確認・強化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体等公権力との関係においてはもちろん、国民相互の間においても尊重されるべきものです。

一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず他の人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他の人の人権との共存を図っていくことが重要です。

さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切です。

- ②人権の擁護（法務省、令和2年）

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken25.html>

- ③人権啓発テキスト（兵庫県、令和2年）

<http://www.hyogo-jinken.or.jp/app-def/wordpress/wp-content/uploads/2020/04/tekisuto2020.pdf>

8 介護保険に関する相談の窓口

- ・地域包括支援センター一覧表（兵庫県）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/hw18_000000027.html

- ・介護保険に関する相談の窓口（兵庫県）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000079.html

- ・教育相談窓口一覧（兵庫県教育委員会）

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/soudan.html>

9 これまでのビデオ制作状況及び作品予告動画等

昭和 55 年度～平成 8 年度	同和問題
平成 9 年度「ふれあい家族」	地域社会（震災に学ぶ助け合い・支え合い）
平成 10 年度「こころの架け橋」	親子問題
平成 11 年度「今光っていたい」	家族・地域社会
平成 12 年度「街かどから」	地域社会（世代・国籍を超えた豊かな人間関係）
平成 13 年度「ま・さ・か わたしが」	情報社会における人権（個人情報、情報機器等）
平成 14 年度「新しい風」	女性・子どもの人権（DV、児童虐待）
平成 15 年度「もう一度あの浜辺へ」	高齢者の人権（高齢者虐待）
平成 16 年度「壁のないまち」	障害のある人の人権（ユニバーサル社会の実現）
平成 17 年度「私の好きなまち」	同和問題（差別のない共生社会づくり）
平成 18 年度「夕映えのみち」	インターネット社会における人権
平成 19 年度「こころに咲く花」	いじめと人権（パワーハラスメント、子どものいじめ）
平成 20 年度「親愛なる、あなたへ」	地域と人権（高齢者、子ども、まちづくり）
平成 21 年度「あの空の向こうに」	ケータイ・ネット社会と人権（コミュニケーション、家族）
平成 22 年度「クリームパン」	いのちと人権（児童虐待、自殺、震災）
平成 23 年度「桃香の自由帳」	共生社会と人権（子育て、高齢者、いじめ）
平成 24 年度「ほんとの空」	意識と人権（風評被害、いじめ、同和問題、外国人）
平成 25 年度「ヒーロー」	無縁社会と家族（家庭や地域でのつながり）
平成 26 年度「あなたに伝えたいこと」	インターネット時代における同和問題
平成 27 年度「ここから歩き始める」	高齢者の人権（認知症をともに生きる）
平成 28 年度「風の匂い」	障害のある人の人権（知的障害者）
平成 29 年度「あした 咲く」	女性の人権
平成 30 年度「君が、いるから」	子ども・若者の人権
令和元年度「サラーマット ～あなたの言葉で～」	SNS 時代における外国人の人権
令和 2 年度「カンパニユラの夢」	超高齢化社会とひきこもり（8050 問題）

・過去作品紹介

<http://www.hyogo-jinken.or.jp/document/video/cat/hyogo/>

・作品予告動画（令和 2 年度）

<https://www.shinkoukikaku.com/jinken2020/>

・活用ガイド

<http://www.hyogo-jinken.or.jp/app-def/wordpress/wp-content/uploads/2020/11/df316e4162921fb75c4ef739a5b33313.pdf>